



使用許諾契約

COMSOL ソフトウェア使用許諾契約

この文書は COMSOL ソフトウェア使用許諾契約の翻訳バージョンであり、お客様のよりよいご理解のために提供されています。ソフトウェアのインストール時に表示されるか、または、www.comsol.com/sla で閲覧可能なこの文書の英語バージョンが効力を与える文書となります。

© 1998–2018 COMSOL

www.comsol.com/patents に列記された米国特許、並びに米国特許第 7,519,518 号、第 7,596,474 号、第 7,623,991 号、第 8,457,932 号、第 8,626,475 号、第 8,949,089 号、第 8,954,302 号、第 9,098,106 号、第 9,146,652 号、第 9,208,270 号、第 9,323,503 号、第 9,372,673 号、及び第 9,454,625 号により保護されています。特許出願係属中。

本文書及び本文書に記載される本プログラムは、COMSOL ソフトウェア使用許諾契約 (www.comsol.com/comsol-license-agreement) に基づき提供されるものであり、当該使用許諾契約の条項に基づいてのみ、使用又は複製することができます。本ソフトウェアの一部は、Siemens Product Lifecycle Management Software Inc. が所有しています。© 1986–2018。無断複写・転載を禁止します。本ソフトウェアの一部は、Spatial Corp. が所有しています。© 1989–2018。無断複写・転載を禁止します。

COMSOL、COMSOL ロゴ、COMSOL Multiphysics、COMSOL Desktop、COMSOL Compiler、COMSOL Server、LiveLink は、COMSOL AB の登録商標又は商標です。AutoDesk、AutoCAD、Inventor 及び Revit は、Autodesk, Inc. 並びに／又は同社の米国その他の国における子会社及び／もしくは関連会社の登録商標又は商標です。Solid Edge は、Siemens Product Lifecycle Management Software Inc. 又は同社の米国その他の国における子会社の登録商標です。SOLIDWORKS は、Dassault Systèmes SolidWorks Corp. の登録商標であり、PTC、Creo、Creo Parametric 及び Pro/ENGINEER は、PTC Inc. 又は同社の米国その他の国における子会社の商標又は登録商標です。その他全ての商標は、それぞれの権利者の所有物であり、COMSOL AB 並びに同社の子会社及び製品は、かかる権利者又は上記した COMSOL 以外の商標権者と関連しておらず、これらによる承認を受けておらず、これらによる資金提供を受けておらず、これらによる支援も受けておりません。かかる商標権者の一覧は、www.comsol.com/trademarks でご覧頂けます。

バージョン： COMSOL 5.4

連絡先情報

www.comsol.com/contact の Contact COMSOL というページにアクセスすると、一般的な質問の提出、技術サポートとの連絡、又は住所及び電話番号の検索ができます。
www.comsol.com/contact/offices の Worldwide Sales Offices というページにアクセスしても、住所や連絡先情報を参照することができます。

サポートとの連絡が必要な場合には、www.comsol.com/support/case の COMSOL Access というページに、オンライン請求フォームがあります。他の役に立つリンク先を以下に挙げます：

- サポートセンター：www.comsol.com/support
- 製品ダウンロード：www.comsol.com/product-download
- 製品アップデート：www.comsol.com/support/updates
- COMSOL ブログ：www.comsol.com/blogs
- ディスカッション フォーラム：www.comsol.com/community
- イベント：www.comsol.com/events
- COMSOL ビデオギャラリー：www.comsol.com/video
- サポート ナレッジベース：www.comsol.com/support/knowledgebase

部品番号： CM010005

COMSOL ソフトウェア使用許諾契約

本プログラム又は本文書のインストール又は使用の前に、以下及び該当する添付書類の条項及び条件（以下、「本条件」）を注意深くお読みください。いずれの本プログラム及び本文書についても、お客様の使用権は、本条件の受諾及び遵守を前提としています。お客様が本プログラムのインストール又は使用をされた場合、本条件を受諾されたこととなります。本条件を受諾されない場合には、未使用の本プログラム及び関連資料を業者に返品して払戻しを受けるか、本プログラムのダウンロード及びインストールのための試みを一切中止しダウンロード済み資料を一切削除するかをしてください。本プログラムのライセンスの購入者に代わって本プログラムをインストールすることを委託された第三者が、インストールの際に本条件を受諾する旨のクリックをする場合、当該第三者はここに、ライセンスの購入者に代わって本条件を受諾する権限を当該購入者から与えられていることを表明し、保証するものとします。

- 1 **定義** 本契約を通じて、次の言葉及び表現は、大文字で書かれているかどうかに関係なく、以下の通り定義されるものとします。
 - a 「アカデミック価格」とは、本契約に対するアカデミック補遺契約の要件を満たすような本プログラムの使用に対して、我々の教育割引を適用後、本プログラムの使用許諾を教育機関へ売る際の価格を意味します。
 - b 「本契約」とは、本プログラムのインストール時に供給される本書類に含まれる条項及び条件を意味します。
 - c 「関連会社」とは、二つの組織が共通の管理下にあるような、第二の法人と関係を持つ法人を意味します。
 - d 「アプリケーション」とは、(i)本プログラムの Application Builder 機能 (COMSOL API を使った修正の有り無しに関わらず) を使って作成されたアウトプット、または (ii)COMSOL API を使って、モデルと外部ユーザインタフェース間の相互作用が可能になったアウトプットを意味します。
 - e 「ASL」とは、本アカデミック補遺契約第4条に定める権利を持つ、本プログラムのアカデミックサーバライセンスを意味します。
 - f 「CKL」とは、本アカデミック補遺契約第3条に定める権利を持つ、本プログラムのクラスキットライセンスを意味します。
 - g 「コンパイル済みアプリケーション」とは、コンパイル時にそのアプリケーションをサポートする runtime ライブラリを含む COMSOL Compiler を使って作成されたアウトプットを意味します。
 - h 「COMSOL API」とは、本プログラムのアプリケーション プログラミングインタフェースを構成し、LiveLink™ for Excel®とともに使用するアプリケーションプログラムのための Java プログラムまたは Visual Basic、あるいは LiveLink™ for MATLAB®とともに使用する MATLAB®プログラムからの入力の際に、本プログラムが受け付け、モデルを生成したり、最終使用及び機能追加に現れる、モデルやアプリケーションの要素をカスタマイズすることを可能にするコマンド群を意味します。
 - i 「COMSOL RUNTIME 使用許諾契約」とは、ユーザが最初にコンパイル済みアプリケーションを使用する際に自動で表示される、当社からの電子エンド

ユーザ使用許諾契約を意味します。

- j 「機密情報」とは、(i) 当社の情報及び当社の提供者の情報に関しては、ある状況下で合理的に機密と考えられるような場合に知り得た他の非公開情報を含む本プログラム、(ii) お客様の情報に関しては、ウェブページ <https://secure.comsol/support/confidential>、または米国輸出管理制限に従う対象物であれば support@us.comsol.com を通じて当社に送信されるか、米国輸出管理制限に従う機密にしておくことによって、実質上あるいは可能性として経済的価値があるような、任意の、そして全ての情報とファイルを意味します。
- k 「支配」とは、ある第一の法人と第二の法人の間で、(a) 第一の法人が第二の法人の議決権株式の大部分を持つ、(b) 第一の法人が株主、あるいは第二の法人の一員であり、第二の法人の役員の大半を指名、あるいは除名する権利を有する、(c) 第一の法人が株主、あるいは第二の法人の一員であり、契約によって第二の法人における議決権の大半を執行、あるいは執行の指示をできる権利を有するような関係を意味します。
- l 「CPU」とは、第 2(h) (ii) 条に定める権利を有する、本プログラムの CPU 固定のシングルユーザ ライセンスを意味します。
- m 「CSL」とは、第 2(h) (iv) 条に定める権利を有する、本プログラムのサーバライセンスを意味します。
- n 「本文書」とは、全ての取扱説明書、ユーザ ガイド、操作ガイド、及び本プログラムに添付された、あるいは当社が www.comsol.com 上に本プログラムの使用説明のために発行するサンプルを含むその他の参考資料を意味します。
- o 「サンプル」とは、本プログラムの使用のために当社が提供し、お客様がインストールした本プログラムのディレクトリの「アプリケーション」フォルダー及び「デモ」フォルダーの中、あるいは www.comsol.com のアプリケーションギャラリーを通して、あるいは本プログラムのアプリケーションライブラリ更新機能を通して当社が提供するサンプルを意味します。
- p 「外部著作プログラム」とは、当社が他の機関から得て、本プログラムに含めたソフトウェアを意味します。
- q 「FNL」とは、第 2 条(h) (iii) 項に定める権利を有する、本プログラムのフローティングネットワーク ライセンスを意味します。
- r 「教育機関」とは、学位授与と教育機関を意味します。
- s 「社内使用」とは、お客様の従業員、及び現場におけるお客様の子会社あるいは親会社の独立請負人による、地域内におけるお客様の社内に限られた本プログラムの使用で、お客様の使用、並びにお客様を従業員または独立請負人として雇う第三者のためのコンサルティングの実施、もしくは調査だけを目的とするプログラムの使用を意味します。この定義のために、お客様の親会社でも、子会社でも、又は関連会社でもない独立請負人が、現場にインストールされた本プログラムに対して遠隔アクセスしている場合、適用されるライセンスタイプによって許される遠隔アクセスの範囲で、及び適用されるライセンスタイプによってその独立請負人が何かの理由でユーザと認められる範囲で、現場で本プログラムを使用しているとみなします。

- t 「損失」とは、全ての訴訟、請求、要求、費用、責任、損失、出費（第三者請求又は本規定の執行申立のいずれの結果として発生するかにかかわらず、合理的弁護士費用及び裁判所費用を含みます）及びその他損害を意味します。
- u 「保守サービス」とは、(a)使用許諾された本プログラムのインストール及び/または使用、並びに本プログラムとハードウェア、動作環境及びその他ソフトウェア製品との相互作用（インストール資料の規定を含み、以下に規定するものを除きます）に関する電話、ファクシミリ又は電子メールで提供される商業上合理的努力を意味します。(b) 以後の無償による本プログラムのリリース、(c) 適用されるライセンスタイプが許す範囲における、本プログラムを実行するハードウェアの変更も含めた、本プログラムの使用における変更を有効にする代替ライセンスファイルの発行、及び、(d) (i) 本プログラムの現行のリリースにおける重大なプログラミング上の瑕疵が当社に直接的に帰責される場合の合理的期間内における対処、及び (ii) 次に提供されるリリースにおける当該瑕疵は是正（当該瑕疵を特定し、将来的リリースから当該瑕疵を確実に除去するのに十分な情報がお客様から当社に提供されることを前提とします）を提供するための商業上合理的な努力を尽くすこと。前記にかかわらず、「保守サービス」の意味には次は含まれません：(i) お客様のオペレーティングシステムのインストール及び保守、(ii) オペレーティングシステム構成及びハードウェアのサポート、(iii) クラスタ、またはクラウドオペレーティングシステムのインストール、(iv) クラスタ、またはクラウド構成及びハードウェアのサポート、(v) クラウドコンピューティング時における本プログラムと他のソフトウェアプログラムとの相互作用、(vi) アプリケーションプログラミング インタフェースの使用、(vii) 本プログラムとソフトウェア製品との相互作用のサポートを禁止されている場合における、かかる相互作用、(viii) 本プログラムと本プログラムがリリースされた時点で市場になかったオペレーティングシステム又はハードウェアシステムとの互換性の維持、(ix) 本プログラムの当該バージョンに関連して当社が納品したものの以外のライセンスマネージャによる本プログラムの使用、(x) お客様が本プログラムで開発する任意の COMSOL アプリケーションのためのフィジックス、メッシュ、ソルバ、ソルバ設定、操作の順序又はアウトプット形式の選択、(xi) お客様又は他の方による COMSOL アプリケーション又はフィジックス インターフェースの使用、及び、(xii) 本プログラムに含まれる runtime ライブラリの使用、及び (xiii) お客様のサブライセンサーによる本プログラムの CSL あるいは ASL バージョンの使用。
- v 「モデル」とは、本プログラムの Model Builder 機能及び/又は COMSOL API を使って作成され、本プログラムの Model Builder 機能に見られる機能を生成するアウトプットを意味します。
- w 「NSL」とは、第 2(h) (i) 条に定める権利を有する、本プログラムの指名シングルユーザ ライセンスを意味します。
- x 「親会社」とは、第一の法人が第二の法人を支配する場合に、そのような第二の法人との関係を持つ法人を意味します。
- y 「許可された目的」とは、本プログラムのいかなる要素のベースにある思考及び原理の理解を意味します。

- z 「フィジックスインタフェース」とは、本プログラムの Physics Builder 機能を使って作成されるアウトプットを意味します。
 - aa 「本プログラム」とは、当社が受託する発注書、及び全ての更新並びに全てのアップグレード、そこまでの更新並びにその新しいバージョンに従って、当社がお客様に引渡す COMSOL ソフトウェアプログラムを意味します。
 - ab 「残留物」とは、無形の機密情報であって、これには当該情報にアクセスできた人の記憶そのものに保持された一切のものを意味し、ある者による確認又は追跡が不可能な着想、概念、ノウハウ又は技術を含みます。
 - ac 「提案」とは、本プログラムの改良、及び／又は新規の製品もしくはサービス提供のためにお客様が当社に対して行う一切の提案を意味し、これには関連して当社と情報交換のあった着想、概念、及びその他の資料を含みます。
 - ad 「子会社」とは、第一の法人が第二の法人から支配される場合に、そのような第二の法人との関係を持つ法人を意味します。
 - ae 「地域」とは、当社が本プログラムの使用許諾を引渡した国、又は当社の請求書に反映されるいかなる広範囲の地理的領域を意味します。この定義のために、北米自由貿易協定（「NAFTA」）加盟国内のサーバーについては、全て同じ地域内にあるとみなします。
 - af 「アンインストール」とは、本プログラムがインストールされたコンピュータ、又は機械から本プログラムを完全に除去すること、又は本プログラムがインストールされたハードドライブを破壊したり、本プログラムがインストールされたハードドライブをリサイクルしたり等の別の方法で本プログラムへのアクセスを不能にすることを意味します。
 - ag 「使用」とは、インストール、実行、使用、操作、実施することを意味します。
 - ah 「当社」とは、COMSOL AB とその子会社及び関連会社を意味します。
 - ai 「お客様」とは、当社が本プログラムの使用を許諾する、本契約の契約上の義務を守り、本プログラムにアクセスするいかなる者にも同様の義務を守らせる責任を負う個人、又は法人を意味します。
- 2 ライセンス付与 本契約の期間中、当社は、お客様に対し、本書の規定に従い本プログラム、本文書、及び当該本文書に含まれるサンプルの使用を行う非独占的かつ譲渡不能の限定的ライセンスを付与します。一部の外部著作プログラムは、本プログラムに含まれている about.txt ファイルに記載されているか、www.comsol.com/legal/about/において、お客様が使用許諾を受けている本プログラムのバージョンの下に列記されている当該外部著作プログラムの発行人の定めた別の条件に基づきサブライセンスされています。ある特定の外部著作プログラムに関し、about.txt ファイルに記載もしくは言及のある条件又は www.comsol.com/legal/about/においてお客様が使用許諾を受けている本プログラムのバージョンの下に列記されている条件と、本条件とに齟齬がある場合、当該外部著作プログラムに関しては、前者の条件が優先するものとします。
- a 本プログラム お客様は、本契約に基づき、本プログラムの NSL、CPU、FNL、CSL バージョンの使用許諾を受けることができます。FNL 又は CSL のライセンスの場合、お客様のライセンス権は、当社の請求書又は当社が受諾する発注書に記載された同時ユーザ数の分となります。一つのライセンスタ

イブの下でライセンスされた本プログラムは、他のライセンスタイプの下でライセンスされた本プログラムとの集積された形での使用においては、必ずしも実行可能であるとは限りません。

- b **オブジェクトコード** 本契約において付与されるライセンスは、本プログラムのオブジェクトコードバージョンにのみ適用されます。ライセンシーには、本プログラムのソースコードに関する権利は一切ありません。ただし、ある外部著作プログラムに関して本契約に明示された場合を除きます。
- c **サンプル** 本プログラムに使用するために当社が提供する特定のサンプルは、本プログラムの正当な使用に関連して、お客様ご自身の作品の創作における出発点として利用し、修正してお客様ご自身の作品の一部を構成するようにできるものです。お客様によるこれらサンプルの変更又は追加が、二次的著作物の創作に十分重要である場合、お客様の二次的著作物の一部として、そのように改変したサンプルの使用、改変、発行及び配布を行う権利がお客様にはあります。お客様は、お客様による行為に適用される全ての法律を遵守するものとし、さらに、サンプル又は改変後のサンプルのお客様による再配布又は再発行に関し、当社に代わり全ての保証を否認し、当社の責任を本契約に規定されたものに限定するものとします。さらに、ここに書かれていることに反するいかなることに関わらず、第三者の著作権通知を含むいかなるサンプルファイルを修正、再配布、再出版することは、そのようなファイルがそのような修正、再配布、再出版を明示的に許可する条件がない限り、できません。当社が提供する一部のサンプルは、使用及び発行に関する別の条件に基づき提供されています。かかる別の条件は、アプリケーション内の通知を通じて特定されます。COMSOL APIを使用したサンプルアプリケーション、サンプルフィジックスインタフェース又はコードサンプルの改変、再発行又は再頒布を行う場合は、本契約の第3条を遵守するものとし、
- d **所有権** 本プログラムは、使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。使用許諾される本プログラム及び本文書における権利、権原及び利益の全て（著作権及び営業秘密を含みますが、これらに限定されません）は、当社及び／又は当社の本プログラムに組み込まれる外部著作プログラム及びその他プログラムを使用許諾した者の独占的財産であり、かつ常にそうあり続けるものとし、お客様には、本契約において付与される明示的に限定された権利以外に、これらに対するいかなる権利もないものとし、
- e **譲渡禁止** お客様は、いずれの本プログラム又は本文書についても、販売、使用許諾、再使用許諾、貸与又は配布をしたり、「タイムシェアリング」条件による使用のために提供したりすることはできません。ただし、本プログラムの実行を必要とする単数又は複数のアプリケーションのホスティング及び実行を唯一の目的として、本プログラムの CSL バージョンに対する各同時ユーザの権利を、本契約に定める条件に従い、全体的に又は部分的に単数又は複数の第三者に対して再使用許諾する場合を除きます。本プログラムの CSL バージョンの再使用許諾及び／又は配布は、以下を条件とします。
 - (i) お客様が各サブライセンシーに対して CSL の最初の使用の際に表示される COMSOL Server エンドユーザ 許諾契約の受諾を義務付けること。

(ii) お客様が本プログラムへのアクセスを提供したサブライセンサーに対する COMSOL Server エンドユーザ 許諾契約の自動交付を何らかの方法で不可能にするか妨害するような手段をお客様が講じないこと。

(iii) 本プログラムと一緒に使用するようお客様が提供するアプリケーションの使用に関してお客様又はその他の人が定める条件が、本契約又は COMSOL Server エンドユーザ 許諾契約を変更したり、修正したり、本契約と抵触したり、本契約の終了を主張したりしないこと。

(iv) 本プログラムの CLS バージョンの再使用許諾を行う場合は、当該再使用許諾及び／又は配布に関連して当社又はいかなる第三者の商標に言及する際に、その時点で最新版の当社商標ガイドライン (<http://www.comsol.com/trademarks>) のお客様による遵守を条件とすること。

(v) お客様又はお客様のサブライセンサーが実行を許諾されているアプリケーションのホスティング又は実行である場合を除き、お客様は、本プログラムの CLS バージョンの再使用許諾をしないこと。

(vi) お客様が、第三者ソフトウェア（外部著作プログラムを含みますが、これに限定されません）を呼び出すために本プログラムの CSL バージョンを使用する場合、当該第三者ソフトウェアのお客様による使用が、当該第三者ソフトウェアの使用権をお客様に与えるライセンス契約の全条件（当該第三者ソフトウェアの呼出し方法に関する制限の一切を含みますが、これに限定されません）を遵守していること。

本契約に明示的に規定する場合を除き、本契約に基づくお客様の権利は、第 16 条に従う場合に限り、譲渡することができます。

- f **権利の留保** 現在又は将来のいずれにおいて存在するにかかわらず、使用許諾される本プログラムに関連する権利のうち、明示的にお客様に付与されていない権利は全て、当社又は当社のライセンサーが留保すること、並びに、本契約において当社が明示的に承認していない本プログラムの使用が行われた場合、本条件の違反とみなされることを、お客様は認めるものとします。第 3 条に記載されている場合を除き、お客様は、本プログラムの関係する二次的著作物、コンパイルーション又は集合物の改変又は創作をすることはできません。お客様は、本条件に基づくお客様の義務の全てを果たすことができるよう、本プログラムへのアクセスを許可された人について、指示、契約その他により、適切な措置を講じるものとします。お客様は、当社、又は当社に承認されたディストリビュータもしくは再販業者によってお客様に有効に使用許諾された COMSOL ソフトウェアだけを使用することを代表し、保証するものとします。
- g **支払を条件とするライセンス** 本契約により付与されるライセンスは、お客様が、支払期限が到来し当社に対する支払義務の発生している全金額を適時にかつ完全に支払うことを条件とします。
- h **使用**
- (i) お客様が本プログラムの NSL バージョンの使用許諾を受けている場合は、四 (4) 台を上限とする個々に指定された物理的コンピュータに本プログラムをインストールし、動作させることができます。ただし、本プログラムは、当該ライセンスに関する「指名ユーザ」として当社が指定する、

使用許諾を受けた一人のユーザのみがアクセスでき、動作するものとし、さらに、当該指名ユーザは、いかなる特定の時点においても、前記コンピュータのうち二(2)台においてのみ、本プログラムを同時使用できるものとしてします。別のコンピュータに本プログラムを追加でインストールする場合には、本プログラムが先にインストールされたコンピュータから本プログラムがアンインストール済みであることが当社の満足する程度に証明されることを条件とします。ただし、ある年に二(2)台を超えるコンピュータに本プログラムを移行することはできません。お客様は、ライセンスに関する指名ユーザを一時的に又は恒久的に入れ替えることができますが、これは一年に二(2)回を超えないものとし、さらに、いかなる特定の時点においても、使用許諾を受けた1人のユーザのみが指名ユーザとして当社に対して指定されることを条件とします。本プログラムのNSLバージョンは、本契約で許可される使用に限って、仮想プライベート ネットワーク (VPN)、又はリモートデスクトップ プロトコル (ネットワークレベル承認及び暗号化を使って) 等の安全な遠隔を提供する暗号化接続を通してアクセスすることができます。本プログラムのNSLバージョンは、それ以外の方法を使ってネットワーク上で、又は遠隔操作によりアクセス又は使用することはできません。

(ii) お客様が本プログラムのCPUバージョンの使用許諾を受けている場合は、指定された一台の物理的コンピュータに本プログラムをインストールし、動作させることができます。ただし、本プログラムは、一度に一人の使用許諾を受け、コンピュータの前に物理的に所在するユーザのみがアクセスでき、動作するものとしてします。お客様は、ライセンスに関して指定されたコンピュータを一時的に又は恒久的に入れ替えることができますが、これは一年に二(2)回を超えないものとし、さらに、いかなる特定の時点においても、一台のコンピュータのみが当社に対して指定されることを条件とします。本プログラムをあるコンピュータから別のコンピュータに移行する場合には、本プログラムが先にインストールされたコンピュータからアンインストールされたことが当社の満足する程度に証明されることを条件とします。ただし、ある年に二(2)台を超えるコンピュータに本プログラムを移行することはできません。本プログラムのCPUバージョンは、ネットワーク上で又は遠隔操作で使用、又はクラスタコンピューティングのためにアクセス又は使用することはできません。

(iii) お客様が本プログラムのFNLバージョンの使用許諾を受けている場合は、一台の専用ネットワークサーバ上又は安全な遠隔操作による計算能力を提供しお客様による本プログラムの使用のために本プログラムへのアクセスを提供する第三者のサーバ上の中心的位置に本プログラムをインストールすることができます。いかなる特定の時点でも、お客様は、お客様が本プログラムのFNLライセンスを購入した際の同時ユーザ数と同じ数の個人に、本プログラムを使用させることができます。本プログラムに別々のコンピュータ上でクライアント及びサーバとして動作する能力がある場合、FNLバージョンでは、本プログラムを別々のコンピュータでクライアント及びサーバとして使用する権利がお客様にはあります(NSL又はCPUバージョンではこのような権利はありません)。本プログラムにクラスタコンピューティングの実施能力がある場合、FNLバージョンでは、本プログラムにクラスタコンピューティングを実施させる権利がお客様にはあ

ります (NSL 又は CPU バージョンではこのような権利はありません)。ネットワークへのインストールに関し、本プログラムは、個々のインストールがネットワークサーバ上のライセンスマネージャにより制御されている場合に限り、個々のコンピュータにもインストールすることができます。本プログラムのライセンスマネージャをあるコンピュータから別のコンピュータに移行する場合には、当該ライセンスマネージャが先にインストールされたコンピュータからアンインストールされたことが当社の満足する程度に証明されることを条件とします。お客様は、より広範な使用の契約をしている場合を除き、ライセンスマネージャ サーバがインストールされている地域の外に所在するユーザに対して、本プログラムの FNL バージョンへのアクセスを提供することはできません。ただし、安全な遠隔操作による計算能力を提供するサーバ上に本プログラム(ライセンスマネージャ サーバを含む)がインストールされている場合は例外とし、かかる場合には、本プログラムに対するアクセスは、お客様が所在する地域に制限されなければなりません。

(iv) お客様が本プログラムの CSL バージョンの使用許諾を受けている場合は、一台のコンピュータ上に、又は一台の専用ネットワークサーバ上もしくは安全な遠隔操作による計算能力を提供し本契約に基づき許可された使用のために本プログラムへのアクセスを提供する第三者のサーバ上の中心的位置に、本プログラムをインストールすることができます。本プログラムの CSL バージョンの認定ユーザ間で、ログイン認証情報を共有することはできません。お客様は、いかなる特定の時点でも、本プログラムの CSL バージョンを使用して、使用許諾を受けた各同時ユーザにつき 4 つを超えるアプリケーションを実行することはできません。お客様は、本プログラムの CSL バージョンを使用してクラスタ コンピューティングを実施することができます。ネットワークへのインストールに関し、本プログラムは、個々のインストールがネットワークサーバ上のライセンスマネージャにより制御されている場合に限り、個々のコンピュータにもインストールすることができます。本プログラムのライセンスマネージャをあるコンピュータから別のコンピュータに移行する場合には、当該ライセンスマネージャが先にインストールされたコンピュータからアンインストールされたことが当社の満足する程度に証明されることを条件とします。本プログラムの CSL バージョンは、本契約の条件に従うこと (第 3 条に記載する制限の遵守を含みますが、これに限定されません) を前提に、全世界でインストール、アクセス及び使用することができますが、お客様は CSL ライセンスが販売されたのと同じ地域に所在していなければなりません。CSL ライセンスでは、お客様がアプリケーションのホスティング及び実行のみを目的として、本プログラムを使用することが許可されます。お客様がアプリケーションを使用する際は、第 3 条に規定されているアプリケーションに対する全ての制限、及び各アプリケーションの発行人が明示する条件の一切を遵守しなければなりません。CSL により、お客様は、お客様による CSL インストールの認定ユーザに対し、別の条項(「COMSOL Client 使用許諾契約」)に基づき使用許諾されたクライアント ソフトウェアを使用するように配布することもできます。モデル又はアプリケーションを開発する目的で、CSL を NSL、CPU、FNL 及び CKL ライセンスの代わりに使うことはできません。Application Builder で開発された際に、アプリケーションに元來埋

蔵されていなかったモデルをロード及び実行する目的で、アプリケーションをホスティングするために CSL を使うことはできません。

(v) 本プログラムの NSL、CPU 及び/もしくは FNL バージョン、又は CKL もしくは ASL バージョンが、アカデミック価格（本契約のアカデミック補遺契約における当該用語の定義に従います）で、ある教育機関から使用許諾されている場合、お客様による当該プログラムの使用は、該当する本契約の補遺契約における追加条件に従うことになります。

(vi) 上記ライセンスのいずれに関しても、お客様は、マルチコア/マルチプロセッサ コンピュータにおいて本プログラムを使用することができません。

(vii) お客様は、本契約に従った本プログラムの使用をサポートするために合理的に必要な場合、本プログラム及び本文書のバックアップコピーを一部作成することができます。

(viii) 本プログラムの CSL、及び ASL バージョンに関する場合、及び書面で当社により別途許諾された場合を除き、お客様は、当社がライセンスを発行した地域内におけるお客様社内での動作のためにのみ本プログラムを使用することができます。

(ix) 本契約において付与されるライセンスの費用は、当社がライセンスを発行した地域における本プログラムのお客様によるインストール及び使用に基づき決定されます。他の地域における本プログラムのインストール又は使用に対し、当社からお客様に追加費用を請求することがあります。

- i リバースエンジニアリングの禁止 お客様は、本プログラム又は本文書のいずれについても、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、分離、分断又はその他方法によるソースコード取得の試みをしてはけません。ただし、前記制限にかかわらず、かかる行為が適用される法律により明示的に許可されている場合、その範囲に限り例外とします。本プログラム及び本文書の全てのコピーには、原本と同様に著作権及び所有権の表示を付すものとします。お客様は、使用許諾された本プログラム又は本文書に貼付又は包含された著作権表示、商標表示又はその他所有権表示を除去したり、不鮮明にしたり、変更したりしてはけません。

本条件に記載されているいかなる別段の規定にかかわらず、お客様は、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、分断、分離及び改変が可能なものとして、本プログラムに含まれている offer.txt ファイルに明示的に列記されているか、あるいは www.comsol.com/legal/offer/ においてお客様が使用許諾を受けている本プログラムのバージョンの下に列記されているファイルについてのみ、当該行為を行うことができます。お客様による本条件の受諾後三年間、本項に記載する要求があった場合、当社は、ファイルの一部又は全部の再作成に必要なソースコード又はオブジェクトコードの提供が可能なものとして、本プログラムに含まれている offer.txt ファイルに明示的に列記されているか、あるいは www.comsol.com/legal/offer/ においてお客様が使用許諾を受けている本プログラムのバージョンの下に列記されているファイルについてのみ、当該提供を行います。本項に基づく要求は全て、書面で、offer.txt ファイルに記載されている住所宛ての第一種郵便により行われるものとします。当社の配送費用をカバーするために、お客様へのコード送付費用を当社が

ら請求することがあります。

お客様が欧州連合内におけるライセンスである場合：

お客様は、本プログラムの逆コンパイル、逆アセンブル又はその他方法によるリバースエンジニアリングの行為が、本プログラムもしくは別のプログラムと相互運用可能な独立したプログラムの作成のために、又は許可された目的の観察、研究もしくは試験のために必要な場合に限り、当該行為をすることができます。ただし、以下を条件とします。

(i) 許可された目的の達成に必要な情報が、既に利用可能になっていないこと、又は当該情報の提供を求めた書面による要求から合理的期間内に当社から提供されていないこと

(ii) コンパイルーション、逆アセンブル、リバースエンジニアリング等が、本プログラムのうち、許可された目的の達成に必要な部分に限定されていること

(iii) 取得される情報が、許可された目的以外には一切使用されず、許可された目的の達成に必要な場合を除き、いかなる他人にも開示されないこと

(iv) 取得される情報が、本プログラムのいずれかと表現（他のコンピュータ言語における本プログラムの表現を含みますが、これに限定されません）において実質的に類似するプログラムの作成のために、又は本プログラムにおける著作権により制限されているいかなるその他行為のために、使用されないこと

- j) **ライセンスマネージャ** お客様は一つもしくは複数の本プログラム、そして/又はコンポーネントに関して、ライセンスシートのチェックアウト及びチェックインのプロセスを、ライセンス管理を避ける目的のために機械化又は自動化することはできません。
- k) **認証及び検証** 当社は、お客様による本プログラムの使用について認証及び検証し、関連情報を当社の情報システムにおいて処理するために、様々な技術を利用することがあります。
- l) **米国政府** お客様が米国政府の部局又は機関のいずれかのために本プログラムの本ライセンスを取得されている場合、当該政府は、商業コンピュータソフトウェア及び商業コンピュータソフトウェア文書の取得に適用される連邦取得規則に従い、本商業コンピュータソフトウェア及び商業コンピュータソフトウェア文書に関して本契約に規定された権利のみを有するものとします。特に、国防省の部局の場合、米国政府は、DFAR（国防省調達規則）227.7202-3における商業コンピュータソフトウェア又は商業ソフトウェア文書条項における権利に関する(a)項に規定されているとおり、商業コンピュータソフトウェアである本プログラム及び商業コンピュータソフトウェア文書である本文書の取得について定めたライセンス契約に明記されている権利のみを有するものとし、これにより、本契約に規定された権利が適用されるものとします。その他の米国政府の部局又は機関の場合、米国政府は、FAR 12.212（連邦調達規則）に規定されているとおり、商業コンピュータソフトウェアである本プログラム及び商業コンピュータソフトウェア文書である本文書の取得について定めた本契約に明記された権利のみを有するものとします。FAR（連邦調達規則）第 52.227-19 条が適用さ

れる場合、米国政府の権利には、当該条項の(b)(2)項に記載された権利が含まれます。ただし、いかなる状況においても、本ライセンスが、本プログラムのソースコードに及んだり、その他方法により米国政府のために本プログラム又は本文書を改変する義務を当社に負わせたりすることはありません。

商業コンピュータソフトウェアである本プログラム及び商業コンピュータソフトウェア文書である本文書が、FAR（連邦調達規則）第 52.227-19 条又は同様の条項を含む契約に基づき米国政府に使用許諾される場合、以下の注記が本契約に盛り込まれます。

注記 - 本コンピュータソフトウェア（本プログラム）及びコンピュータソフトウェア文書（本文書）に関連するかあるいはその引渡に付随する本ライセンス契約にかかわらず、これらの使用、複製及び開示に関する政府の権利は、これらの取得について定めた政府契約の第 52.227-19 条(b)(2)に規定するとおりとします。

お客様が「対象防衛情報」(DFAR 第 252.204-7012 条、又は法律によって制限されている米国政府の情報における当該用語の定義に従います)を当社に送付することを希望される場合、必ず以下の宛先に電子メールでお送りください： support@us.comsol.com.

お客様が米国政府契約に基づき行っている業務に従い本ライセンスを取得している場合、お客様は、本プログラムに関して付与される権利が本契約に規定するものより広範にならないことを確実にするために、米国政府に対して必要な開示、通知及び制限された権利の表示を提供し、その他必要な手段を取ることに、お客様は同意するものとします。

- m トライアル版ライセンス お客様が本プログラムのいずれかのトライアル版のライセンス、すなわち支払義務を負わずに本プログラムをテストするライセンスを付与されている場合、本プログラムを商業用又は製作用に使用することはできません。すなわち、お客様は、本プログラムの機能のテストにのみ本プログラムを使用できます。トライアル版のライセンスは、当社が明示する種類のライセンスに関するものとし、当社がその単独の裁量において指定する期間存続し、当社がその単独の裁量においていつでも取消することができます。トライアル版のライセンスに関して当社からライセンスの種類が明示されない場合、当該トライアル版のライセンスの種類は、当社がそのようなトライアル版のライセンスを発行した指名ユーザーの使用のための NSL ライセンスとみなされるものとします。トライアル期間の満了時点で、当該トライアル版ライセンスの対象である本プログラムは全て、自動的に動作不能となります。サポートは、トライアル版ライセンスが有効な期間に限り提供されるものとし、トライアル版のライセンスのいずれに関しても、他の保守サービスの提供は一切ありません。当社は、いかなる種類のトライアル版のライセンスに関しても、一切の保証義務を負いません。トライアル版のライセンスに関し、本(m)項は、本契約中のいかなる相反する規定にも優先するものとします。
- n 当社情報の保護及び機密性 本プログラムには当社及び情報又は資料に関する当社ライセンサーの営業秘密及びその他有価な秘密情報が含まれており、本プログラム及び本文書における当社又はライセンサーそれぞれの知的財産における当社又はライセンサーの権利を何らかの方法又は手段で故

意にあるいは過失により毀損する作為又は不作為をしてはならないことを、お客様は認めるものとします。お客様は、当社及び当社ライセンサーの秘密情報を、知る必要があるお客様の従業員に対してのみ開示するものとし、当社及び当社ライセンサーのいかなる秘密情報も、第三者に開示することはできません。さらに、お客様は、当社及び当社ライセンサーの秘密情報の秘密性を保持するため、お客様が使用許諾を受けた権利の付与の際と同等のあらゆる合理的注意を尽くすものとします。いかなる場合にも、本第2条(n)に規定する義務は、米国内の州政府もしくは連邦政府又はこれらに代わる者が、政府記録への一般アクセスについて規定する公記録法、情報公開法又は同様の法律によって本プログラムを使用するライセンサーに課す何らかの義務を無効にするものではありません。

- o **お客様の情報の保護及び秘密保持** 「秘密情報」がお客様によって当社に開示されてから三年間、当社は、当該秘密情報を知る必要のある当社の従業員及び請負人に対してのみ開示し、いかなるその他人又は事業体にも開示せず、それが開示された目的のためだけにそのような秘密情報を使用し、当該秘密情報の秘密性を保持するため、お客様による当社への当該情報の開示の際と同等のあらゆる合理的注意を尽くします。
- p **秘密保持の例外** 第2条(o)に定める秘密保持義務は、以下に該当する情報又は資料には適用されません：(i) 当社がお客様から受領する以前から所有していたもの、(ii) 公知である、あるいは当社の過失によらず公知となるもの、(iii) 秘密情報に依拠することなく独自に開発されたもの、(iv) お客様に対する秘密保持義務を負わない第三者から受領したもの、(v) お客様が書面により開示を承諾したもの、又は、(vi) お客様が開示に関する制限を一切課さずに第三者に提供したものの。さらに、第2条(o)に定める義務又はお客様の秘密情報の当社による受領のいずれも、当社がお客様の秘密情報を使用することなく製品又は技術を独自に開発又は取得すること、又は当該秘密情報に類似する情報又は資料を独自に開発した人又は事業体と協働することを制限するとは解釈されないものとします。お客様は、当社がお客様の秘密情報の対象事項に関連した技術開発を積極的に行えることを認めるものとします。残留物の使用、複製又はその他利用に全体的又は部分的に基づき、当社、当社の子会社もしくは関連会社、又はこれらの役員、取締役、従業員もしくは請負業者に対して提訴又は訴訟、請求もしくは手続の提起をしないことを、お客様は約束するものとします。
- q **法的手続／政府調査** 当社は、当社に提供された全ての情報を、当該情報の提出を要求する召喚状又は司法上もしくは行政上の命令に応じる場合にはいかなる者に対し、あるいは現実的又は潜在的犯罪の捜査及び／又は訴追に関連する場合にはいかなる政府機関に対し、提供することができます。前記にかかわらず、当社は、本第2条(q)に従ったお客様の秘密情報の提出が、当該秘密情報の秘密性の保全が確保される方法で行われることを確実にするよう商業上合理的な手段を講じ、召喚状又は司法上もしくは行政上の命令に応じてお客様の秘密情報を提出する場合には、合理的に前もってお客様に通知するよう商業上合理的な手段を講じます。
- r **提案** お客様が本プログラムの改良の提案、又は新規の製品もしくはサービス提供（これらに関連する着想、概念、提案又はその他素材を含む）の提案をされる場合、お客様は、(i) お客様が最大限知り得る限りにおいて、当該提案がいかなる第三者の知的財産権の侵害にもあたらないことを表明

及び保証し、(ii) 当社が当該提案を使用することはできるが、その使用は義務ではないことを認め、(iii) 当該提案を全体的又は部分的に当社の本プログラム及び／又はその他プログラムに組み込み、現存するか将来のいずれかの時点で存在する媒体において又はかかる媒体を通じて発生することを含むがこれに限定されず、当該提案及び当該提案に全体的又は部分的に基づく派生物を複製し、頒布し、伝送し、公に展示し、公演し、改変し、変換し、これらに基づく派生物を作成し、製造し、製作し、売り込み、販売し、販売の申出を行い、かつ／又はその他方法で使用することができ、さらに、前記行為を行うためのサブライセンスを付与することができる非独占的かつ取消不能の全世界的ライセンスを当社に付与し、(iv) 当社によるお客様の提案の検討及び本条件に基づきお客様が受領する権利以外に、当該提案に対する追加の対価の権利又は請求権（支払又はその他報酬に対する請求権を含みます）を放棄し、さらに、(v) 当該提案の当社による使用に関連して帰属性に関する一切の権利又は請求権を放棄するものとします。当社が、提案に類似する着想、概念、提案又はその他素材を独自に開発していない場合、当社は、特許権請求の検討を希望する提案に関し、お客様に連絡することがあります。

- s 将来のリリース 当社は、事前通知することなく、本プログラムの一部又は全部の変更又は中止を行う権利を留保します。ただし、本プログラムのかかる変更又は中止により、先に使用許諾された本プログラムを継続的に使用のお客様の権利が、契約期間中に無効になることはありません。
- 3 プログラムアウトプット 本プログラムによって作成されたモデル、フィジックスインタフェース、アプリケーション、並びにコンパイル済みアプリケーションは次の制限に従います。
- a モデル及びフィジックスインタフェース お客様は、本プログラムを使ってお客様が作成したモデル及びフィジックスインタフェースを、本契約の条項と条件に従って、全世界で使用し、発行し、配布し、そしてその他の人に使用を許可することができます。
- b アプリケーション
- (i) 作成 当社は、本契約に定める条項及び条件に従い、ユーザによって作成され本プログラムのいずれかの実行を必要とするファイルを組み込んだアプリケーションを、本プログラムの使用権限がお客様に与えられている地域内で作成する非独占的ライセンスを、お客様に対して付与します。
- (ii) 配布 当社は、本契約に定める条項及び条件に従い、お客様が作成するかあるいはお客様が配布のサブライセンスを受けるアプリケーションについて配布を行う、恒久的で非独占的かつ全世界的なライセンスをお客様に付与し、さらに、お客様が作成するアプリケーションの配布をサブライセンスする、全額払込済みの恒久的で非独占的かつ全世界的なライセンスをお客様に付与します。ただし、お客様及び、お客様のアプリケーションの配布者又はサブライセンサーは、当該アプリケーションが、アプリケーションによって要求される本プログラムを実行する許諾を受けた使用であり、本契約に定める条項及び条件に従い、又はお客様が許諾する他の人による CSL の使用に関して、当該ユーザの最初の使用で提示される COMSOL Server エンドユーザ使用許諾契約に基づいた使用であることを要求しなければなりません。

(iii) 使用 お客様はアプリケーションによって要求される本プログラムを実行する許諾を受けた使用と関連し、本契約に定める条項及び条件に従ってアプリケーションを使用することができます。

(iv) 制限 アプリケーションには以下の制限があります：

A. いずれのアプリケーションも、当社もしくは本プログラムのいずれかと競合する形での使用、又は汎用マルチフィジックス シミュレーションパッケージとしての使用のために売込、配布又は使用許諾することはありません。

B. お客様は、以下を前提として、お客様が選択する条件により、お客様のアプリケーションを提供することができます：(a) お客様が、お客様のアプリケーションを他人に使用させるために配布又は使用許諾する限りにおいて、当該配布又は使用許諾が少なくとも以下のD項と同程度に制限的となるように規定した条件に基づき許可すること、(b) お客様のアプリケーションに関するライセンスに適用される条件のいずれも、いかなる点においても、本契約を変更したり、修正したり、本契約と抵触したり、本契約を解除すると主張したりしないこと、並びに (c) General Public License、Lesser/Library General Public License、Artistic License、Mozilla Public License、Netscape Public License、Sun Community Source License、Sun Industry Source License、Common Public License 又はその他のライセンスであって、お客様のアプリケーションもしくはお客様のアプリケーションに組み込まれているか、お客様のアプリケーションから派生するか、あるいはお客様のアプリケーションと一緒に配布されるその他ソフトウェアが (i) ソースコード形式で開示又は配布されること、(ii) 派生物の製作及び／又は配布を目的としてユーザから第三者に使用許諾されること、又は (iii) 無償で再配布可能であることを、使用、改変もしくは配布の条件として要求しているライセンスのいずれかのバージョンの下で、お客様のアプリケーションを配布しないこと。お客様のアプリケーションが第三者ソフトウェアプログラムの稼動を必要とする場合、お客様は、(i) お客様のアプリケーションと一緒に当該第三者ソフトウェアプログラムを配布するのに必要な権利を取得するか、お客様のアプリケーションと一緒に当該第三者ソフトウェアプログラムを使用するのに必要な権利の取得をお客様の顧客に要求するかをしなければならず、(ii) 当該第三者プログラムの発行人から、お客様のアプリケーションが本プログラムと当該第三者プログラムとの間において可能にする相互作用を許可し、さらに、お客様がお客様のアプリケーションに関連して実施又は承認する発行、配布、使用許諾及び／又は再使用許諾を許可する、十分な権利を所得しなければならず、かつ (iii) その他の点において、当該第三者プログラムに適用されるライセンス契約の条件を遵守しなければなりません。いかなる他のソフトウェアプログラムが、何らかの方法で本契約を変更したり、修正したり、本契約に抵触したり、本契約を解除すると主張したりする条件で使用許諾される場合、お客様は決して、お客様のアプリケーションを、当該他のソフトウェアプログラムと一緒に配布したり、お客様のアプリケーションが当該他のソフトウェアプログラムと一緒に使用されるのを許可したりしてはいけません。

C. お客様のアプリケーションに関連する当社商標と第三者商標の使用はすべて、その時点で最新版の当社の商標ガイドライン

(<http://www.comsol.com/trademarks>) を遵守しなければなりません。

D. お客様のアプリケーションの実行に、CAD Import Module、Design Module、LiveLink™ for SOLIDWORKS®、LiveLink™ for Solid Edge®、LiveLink™ for Inventor®、LiveLink™ for AutoCAD®、LiveLink™ for PTC® Creo® Parametric™、LiveLink™ for PTC®、Pro/ENGINEER®、LiveLink™ for Revit®及び/又はFile Import for CATIA®V5 (「CAD インタフェース プログラム」) のいずれか又は全部を必要とする場合：

- (1) 当該アプリケーションには、グラフィカル・ユーザ・インタフェース (「GUI」) がなければなりません。
- (2) 当該アプリケーションを、本プログラムのいずれかと統合した使用で実行させた場合には、当該本プログラムと機能上ほぼ同一でなければなりません。ただし、本プログラムの GUI の実質的部分を除去又は改変することはできません。
- (3) 当該アプリケーションを、コンピュータ支援設計 (「CAD」) を主要機能とするものにしたり、いかなる CAD 製品の競合品として売り込んだりすることはできません。
- (4) 当該アプリケーションを、当該 CAD ソフトウェアへのインプット又はこれからのアウトプットを変換するためのスタンドアロン製品として売り込むことはできません。
- (5) お客様のアプリケーションの実行に必要な CAD インタフェース プログラムのいずれかの提供を当社が中止する場合、お客様のアプリケーションとのインタフェースに当該プログラムを引続き使用する場合、お客様の権利は、お客様が購入したライセンスの期間及び当該 CAD インタフェース プログラムと互換性のある第三者 CAD 製品のバージョンに限定されるものとします。
- (6) いずれのアプリケーションも、本プログラムのいずれかがインタフェースを通して接続する第三者ソフトウェアプログラムの機能に第三者がアクセスするための代替手段として、又は本プログラムのいずれかがインタフェースを通して接続する第三者ソフトウェアプログラムの交換品として、売込、配布又は使用許諾することはできません。
- (7) いずれのアプリケーションにも、本プログラムのいずれかがインタフェースを通して接続する第三者ソフトウェアプログラムの機能に付加価値を加えることなく当該機能の名称を変更するアプリケーション プログラミング インタフェース機能を包含させることはできません。
- (8) いずれのアプリケーションも、適用される法律に違反して、売込、配布又は使用許諾することはできません。特定の業界における使用のためのアプリケーションの売込、配布又は使用許諾に必要な政府の承認については、お客様が単独で責任を負うものとします。

c. コンパイル済みアプリケーション お客様が使用許諾を受けたプログラムが COMSOL Compiler を含む場合、次の条項と条件が適用されます：

(i) 作成 当社は、アプリケーションからコンパイル済みアプリケーションを作成するという目的のためだけに、COMSOL Compiler の使用権限がお客様に与えられている地域内で、非独占的ライセンスを、お客様に対して付与します。ただし、各コンパイル済みアプリケーションはアプリケーション

ョンに適用さえる制限に適合し、本契約に定める条項及び条件に従わなければならない。モデル又はアプリケーションを開発する目的で、コンパイル済みアプリケーションを NSL、CPU、FNL 及び CKL ライセンスの代わりに使うことはできません。Application Builder で開発された際に、アプリケーションに元来埋蔵されていなかったモデルをロード及び実行する目的でコンパイル済みアプリケーションを使うことはできません。

(ii) 配布 当社は、本契約に定める条項及び条件に従い、お客様が作成するかあるいはお客様が配布のサブライセンスを受けるコンパイル済みアプリケーションについて配布を行う、恒久的で非独占的かつ全世界的なライセンスをお客様に付与し、さらに、お客様が作成するコンパイル済みアプリケーションの配布をサブライセンスする、恒久的で非独占的かつ全世界的なライセンスをお客様に付与します。

(iii) 使用 お客様及びお客様のサブライセンシーは、本契約に定める条項及び条件に従い、任意の機械又はネットワーク上で、当該機械又はネットワークが本プログラムのどのようなバージョンを含んでいるかに関わらず、コンパイル済みアプリケーションを使用することができます。

(iv) 制限 コンパイル済みアプリケーションには以下の制限があります：

A. 前記第 3 条(b)(iv)に規定の、アプリケーションに関する全ての制限がコンパイル済みアプリケーションに適用されます。

B. コンパイル済みアプリケーションの全てのユーザは COMSOL Runtime 使用許諾契約に同意しなければなりません。

C. お客様はいかなる場合もユーザーに対して COMSOL Runtime 使用許諾契約が交付されるのを阻止してはなりません。

D. お客様はお客様自身のエンドユーザ使用許諾契約をコンパイル済みアプリケーションに追加することができます。ただし、お客様のエンドユーザ使用許諾契約が COMSOL Runtime 使用許諾契約の条項及び条件に対して競合したり、優先するように試みたりしてはなりません。

E. お客様はコンパイル済みアプリケーションにある COMSOL runtime ライブラリを、当該コンパイル済みアプリケーションに埋蔵されている形から切り離して配布してはなりません。

d 独立した開発 お客様が作成するか、お客様が使用するか、お客様もしくはその代理が配布するいかなるアプリケーション又はコンパイル済みアプリケーションに関連するサポート要求の対象領域において当社が独立した開発を行えること、及びかかるサポート要求の充足に関与したことに基づき人員の割当を限定したり制限したりする義務を当社が負わないことを、お客様は認めるものとします。お客様は、お客様自身並びにお客様の親会社、子会社及び関連会社のために、当社が配布する現在又は将来のソフトウェア製品のいずれかが、お客様その他が開発したアプリケーション又はコンパイル済みアプリケーション、あるいはその発明、設計もしくは発見におけるお客様その他の知的財産権の侵害にあたと主張する法的手続を提起しないこと、及びかかる法的手続の提起において何らかの支援を提供しないことを誓約し、これに同意するものとします。

4 ライセンス期間 本条項及び条件に従い早期に解除されない限り、本契約は、

当社が受諾した発注書又は当社の請求書に明記されているところに従い、恒久的に、又はある限られた期間存続します。かかる早期解除がない場合、期間ライセンスは、その時点で有効な期間ライセンス料が当社に対して事前に支払われていない限り、その期間経過後に終了します。お客様には、恒久的ライセンスに基づき使用許諾された本プログラムを、期間の定めなく使用する権利があります。ただし、本契約の解除規定並びに保守及びサポート規定に従うことを条件とします。

- 5 **引渡** 当社は、本プログラム及び本文書を、コンピュータ可読物理媒体上のアーカイブ形式で、又はインターネット上で、使用許諾された本プログラムを明記するインストール資料と共に、お客様に引渡すことができます。お客様は、使用権限の有無にかかわらず、お客様のインストール資料の使用全てについて責任を負うものとし、アーカイブインストール資料を開示したり、本契約で明示的に許可されている用途以外にアーカイブインストール資料が使用されるのを許可したりしてはいけません。
- 6 **輸出関連法の遵守** 本プログラムは、米国及び英国の輸出管理法又はその他（米国、英国及び米国以外）の政府の輸出入関連法規（「輸出関連法」）の適用を受けます。本契約の他の条項又はいかなるその他契約にかかわらず、お客様もいかなる第三者も、いずれかの輸出関連法に違反して本契約に基づくお客様の権利を行使することはできず、本契約の譲渡が結果的にかかる違反になる場合には、いかなる者に対しても本契約を譲渡することはできません。輸出管理のための文書において当社が課す、本プログラムの使用、譲渡又は再輸出に対する制限の条件は、本契約の本条件のいずれにも優先しますが、最新の輸出関連法の遵守はお客様の責任となります。お客様は、お客様又は本契約に基づく本プログラムの使用をお客様が許可する人もしくは事業体のいずれも、米国その他の禁輸対象国又は米国政府が「テロリスト支援」国と特定している国に所在していたり、その永住者であったりしないこと、並びにお客様又は本契約に基づく本プログラムの使用をお客様が許可する人もしくは事業体のいずれも、米国政府の禁止・制限対象者リストに記載されていないことを、表明及び保証するものとします。お客様がサポート要求に関連して、輸出関連法に基づいて米国の人とのみ共有できる情報を当社に送付することを希望される場合には、その唯一可能な方法として、以下の宛先に電子メールでご送付ください：support@us.comsol.com。このような方法でサポート要求を制限することにより、お客様の要求に対応可能なサポートエンジニアの数が限定され、これにより、お客様の満足する回答を提供する当社の能力も限定される可能性があることを、お客様は理解され、これに同意するものとします。そのようなサポート要求に第2条(o)に従って保護されるべき秘密情報を含めることをお客様が希望される場合には、当該メールのメッセージタイトル行に「秘密情報」指定の印を付して頂く必要があります。お客様がサポート要求に関連して当社に送付される全てのファイルが、適用される輸出関連法を確実に遵守していること（当社が事業を行う場所において当社が当該ファイルにアクセスすること及び国籍又は居住地を問わない当社の従業員が当該ファイルにアクセスすることに関連する場合も含む）については、お客様が単独で責任を負うものとし、ただし、当該要求が本第6条の規定に従って提出される場合は例外とします。お客様が、輸出関連法を理由にあるサポート要求に関連する項目を当社に提供することができない場合、当社は、商業上合理的努力を尽くして当該サポート要求に対処するものとし、当社が対処できることを保証はいたしま

せん。

7 保守及びサポート

- a 保守及びサポート期間 お客様が契約期間満了前に保守期間が満了する期間ライセンスを購入された場合を除き、ソフトウェア保守サービスは、十二(12)ヶ月後又は契約期間満了時のいずれか早い方の時点で終了します。前記にかかわらず、一つの本プログラムの保守期間が終了すると、動作するために当該本プログラムを必要とするその他の本プログラム全てに関し、たとえ当該他の本プログラムが別途購入されたものであっても、保守期間が終了します。最初のソフトウェア保守期間は、発注が受諾された月の翌月の第一日を始期とします。ただし、その時点までに、当社によるインストール資料の提供に必要な情報の全てがお客様から当社に提供されていない場合、最初のソフトウェア保守期間は、インストール資料の提供に必要な情報を当社が最初に要求した月の翌月の第一日を始期とします。前記にかかわらず、インストール資料の提供に必要な情報の要求において当社が遅延したこと、又はかかる情報を全て当社が受領した後のインストール資料の提供において当社が遅延したことを理由として、最初のソフトウェア保守期間が減縮されることはないものとします。
- b 更新及び新バージョン 当社が配布する本プログラムの全ての更新、及び新バージョンの本プログラムは、かかる本プログラムの更新、又は新バージョンの本プログラム、のインストール時に表示される本契約、又は本契約の後続バージョンに基づき使用許諾される本プログラムの一部とみなされるものとします。
- c 更新 保守サービスは、当社が当該サービスを提供している限り、その時点で有効な価格で更新することができます。お客様が保守及びサポートの期限を過ぎて更新を行わなかった場合、保守及びサポートの再開費用を変更することがあります。
- d 範囲 保守及びサポートは本プログラムのうち最新リリースバージョン 2 つに限定され、技術レビュー機能やアルファ版又はベータ版のようなプレリリースは含みません。上記目的のため、異なるバージョンは、バージョン番号中の小数第一位の数字の違い又は付加される文字の違いによって明確にされます。
- e サポート資料の使用 サポート要求が第 2 条 (o) に従って秘密情報に指定されていない限り、サポート要求に関連してお客様から当社に提供される資料の一切を、当社が、当該資料を証拠とするプログラミング上の瑕疵の是正、対処方法の開発及びテストという目的及び製品の開発及び改良という目的のために、当社、当社の請負人、及び、ライセンサーが保有し使用できることに、お客様は同意されるものとします。

8 限定的保証

- a 当社は、以下のことを保証します： (i) 当社又は当社ライセンサーが本契約に基づくライセンス権を付与する権利を有していること、(ii) 引渡から九十 (90) 日間 (「保証期間」)、使用許諾された本プログラムは全ての重要な点において本文書中の本プログラムの機能上の仕様に適合していること、及び (iii) 当社がお客様に提供する本プログラムの最初のバージョンの引渡日から三十 (30) 日 (「受諾期間」) 以内にお客様が本契約を解除し

た場合、本プログラムに対して支払われた初期料金の全額返金をお客様が受けられること。本プログラムは、第7条に定める最初のソフトウェア保守期間の開始時に、前記保証の目的において、「引渡」が行われたとみなされるものとします。本プログラムの以後のバージョン又は更新版の引渡により、受諾期間又は保証期間が拡張したり、あらためて起算されたりすることはありません。いかなる場合にも、前記保証義務は、本プログラムの CSL バージョン又は ASL バージョンのサブライセンサーは対象といたしません。

- b 本プログラムが保証のとおり動作せず、お客様が保証期間内に当社に通知された場合、お客様の唯一の救済かつ当社の唯一の責任は、以下のこととなります： (i) 合理的期間内に大きな欠陥の是正もしくは対処を行うこと、又は (ii) かかる是正もしくは対処が満足できるものでも現実的なものでもないことが判明した場合に、関連するライセンスを終了し、本プログラムに関して当社に支払われた初期ライセンス料を返金すること。
 - c 保証支援の要求は全て、以下に宛てて行うものとします： COMSOL AB, Tegnérgatan 23, SE-111 40 STOCKHOLM, Sweden. Attn: Sales & Marketing Manager.
 - d 上記において明示的に規定する場合を除き、第10条において明示的に規定する場合を除き、さらに、法律により別途要求される場合を除き、本プログラム及び本文書は「現状有姿のまま瑕疵を問わない条件で」提供され、当社並びに当社のライセンサー、ディストリビュータ及び再販業者は、商品性、非侵害、設計、動作、ウイルスの不存在、瑕疵の不存在、アウトプットの正確性もしくは完全性、過失の不存在、安全性及び特定目的適合性（当該目的について当社又は当社のライセンサー、ディストリビュータもしくは再販業者が事前に通知されていた場合でも）に関する保証並びに取引の過程、使用又は商慣行から発生する保証を含むがこれらに限定されない、明示的、黙示的、法定その他の保証の全てを否認します。お客様が意図される結果を達成するソフトウェアの選定並びにインストール、使用及び本プログラムから得られる結果については、お客様が単独で責任を負うものとします。さらに、法により別段の要求がある場合を除き、いかなる場合にも、当社のライセンサーは、本契約に基づく保証の責任を一切負わないものとします。
- 9 責任の限定 法により別段の要求がある場合を除き、さらに第10条に定める当社の補償義務を除き、本契約に起因又は関連する当社の唯一の責任又は義務（かつ本契約に関連する当社のライセンサー、ディストリビュータ及び再販業者の唯一の責任）は、上記の限定的補償に従った欠陥媒体の交換とします。法により別段の要求がある場合を除き、さらに第10条に定める場合を除き、いかなる場合にも当社又は当社のライセンサー、ディストリビュータ又は再販業者は、本契約に起因又は関連して発生する間接損害、懲罰的損害、特別損害又は付随的損害（第三者による損害賠償請求、逸失利益、データの喪失、プライバシーの侵害、誠実もしくは合理的な注意等の義務の不履行、過失又はその他損失を含みますが、これらに限定されません）について、たとえ当社又は当社のライセンサー、ディストリビュータ又は再販業者がかかる損害の可能性について通知されていた場合であっても、お客様に対する責任を負わないものとします。たとえば、当社は、本プログラムにおける何らかの欠陥を是正することはできません。法により別段の要求がある場合を除き、さらに第10条に定め

る場合を除き、いかなる場合にも、当社又は当社の指示もしくは管理下にあるいかなる者の作為又は不作為にかかわらず、当社及び当社のライセンサー、ディストリビュータ又は再販業者の損失の合計は最大でも、お客様からの請求前の6ヶ月間に当社に対して支払われた総額を超えないものとし、ここにおいては、全ての請求額が合計されるものとします。さらに、法により要求される場合を除き、いかなる場合にも、当社のライセンサーは本契約に起因又は関連して発生するいかなる性質の損害についても、責任を負わないものとします。本契約に明示的に定められた、当社並びに当社のライセンサー、ディストリビュータ及び再販業者に対して求められる救済は、排他的なものであり、コモンプレーン上又は衡平法上のその他救済の一切に代わるものです。本プログラムのライセンスに対する料金及び責任の限定及び救済は、両当事者間における危険の分担を反映するものです。本条は、両当事者間における取引の基本をなす本質的要素です。

10 補償

- a **お客様による補償** お客様は、お客様による本プログラムの使用及びお客様による作為又は不作為に関連する、あるいは、お客様によって、又はお客様に代わる者によって作成、使用、あるいは配布されたアプリケーション又はコンパイル済みのアプリケーションに関連するあらゆる第三者請求（本契約に基づくお客様の行為に関連する第三者請求を含みます）に起因又は関連して発生する損失について、当社並びに当社の親会社、子会社、関連会社、承継会社、ディストリビュータ及び再販業者並びにこれらの役員、取締役、従業員及び代表者のそれぞれに補償し、これらを防御し、これらに損害が及ばないよう免責することに同意するものとします。ただし、以下に記載するとおり当社がお客様に補償する場合を除きます。お客様が、補償契約を締結するお客様の能力を制限する管轄区域内の政府ユーザである場合、前記補償義務は、適用される法律により認められる範囲においてのみ、適用されるものとします。
- b **当社による補償** 当社は、使用許諾された本プログラムが第三者の知的財産権を侵害していることを理由とする損失の一切について、お客様が損害を被った範囲で、お客様、お客様の親会社、子会社、関連会社及び承継会社並びにこれらの役員、取締役、従業員及び代表者のそれぞれに補償し、これらを防御し、これらに損害が及ばないよう免責することに同意します。
- c **限定** 当社は、以下に基づく侵害に関し、本契約上の責任又は義務をお客様に対して一切負いません：(i) 使用許諾された本プログラムのいずれかと、当社が開発したものではないいかなる他のソフトウェア、ハードウェアその他の製品との組合せ、(ii) 使用許諾された本プログラムの改変されていない現行バージョン以外の使用、(iii) 使用許諾された本プログラムの意図された目的以外の目的のための使用、(iv) お客様又はお客様に代わる者が作成した、使用許諾された本プログラムの改変品、改良品及び派生品、又は (v) お客様が支払期限の到来した金員の支払不履行により本契約に違反した場合。
- d **協力** 本条記載の請求又は訴訟に関し、補償を求める当事者は、(i) 請求に関して補償当事者に書面により直ちに通知し、(ii) 当該請求の防御及び和解に関連して補償当事者と（補償当事者の費用負担において）協力し、(iii) 補償当事者が被補償当事者の書面による事前承諾（当該承諾は不合

理に留保されないものとします) なく、請求について和解しないことを条件として、補償当事者が当該請求の防御及び和解を支配することを許可するものとします。さらに、被補償当事者は(自己の費用負担において)、当該請求の防御及び和解に参加できるものとします。

- 11 **第三者** お客様は、使用許諾される本プログラムにお客様に代わってアクセスするかこれを使用する第三者について、当社に通知(及び、当該第三者それぞれの名称、住所及び連絡先情報の提供)をするものとします。本規定は、本契約に基づくお客様のその他義務を限定するものではありません。
- 12 **勝訴当事者** 本契約の違反に対して訴訟又はその他手続が提起された場合、勝訴当事者は、当該当事者が権利を有するその他救済の一切に加え、当該訴訟又は手続の提起において負担した自己の合理的弁護士費用及びその他費用の回復を受ける権利を有するものとします。
- 13 **税金** お客様は、本契約に関連して納付義務が発生する税金(当社の純利益への課税分を除きます)の一切について責任を負うものとします。
- 14 **契約解除** 当社は、お客様が本条件のいずれかに違反し、その後六十(60)日以内(当該違反が支払不履行に関する場合は十五(15)日以内)に当該違反を是正しない場合、お客様に書面で通知することにより、本契約を解除することができます。前記にかかわらず、お客様が、本契約に基づき引渡されたか、その他方法によりお客様が取得した本プログラムの不正な使用、複製、配布、公の展示又は公演をしたり、これに基づく派生物を作成したりした場合、当社は、いつでも契約解除することができます。更に、当社が得られるその他救済を一切限定することなく、当社が配布する現在又は将来のソフトウェア製品のいずれかが、お客様又はお客様の親会社、子会社もしくは関連会社のいずれかが開発した本プログラムの生産物の中において、又はそれに全体的又は部分的に付属して、お客様その他の知的財産権、又はその発明、設計もしくは発見の侵害にあたり主張する法的手続をお客様その他が提起した場合、書面による通知の三十(30)日後にお客様その他に付与されたライセンスを全て終了する権利を有するものとします。お客様は、理由の如何にかかわらず、いつでも本契約を解除することができますが、お客様は、お客様による解除通知を当社が受領した時点で受諾期間が満了していない本プログラムに対して支払われたライセンス料を除き、一切の返金を受ける権利を有しないものとします。
- 15 **契約解除の効果** 理由の如何を問わず本契約が解除された場合、即時に、(a) お客様の権利は終了し、本契約において付与された権利は全て、当社に自動的に返還されるものとし、(b) お客様は、本プログラム及び本文書の使用を中止するものとし、(c) お客様は、使用許諾された本プログラム及び本文書の全コピーをお客様のコンピュータから消去し、本プログラム及び本文書の有形コピーの全てを当社に引渡すものとし、(d) お客様は、当社に対する支払期限が到来している金員を全て支払うものとし、さらに (e) お客様は、当該契約解除の登録又は発効のために当社が合理的に要求する行為を行い、全文書に署名するものとします。お客様は、契約解除から五(5)営業日以内に、偽証罪の罰則の下でお客様が署名した、上記(b)項、(c)項及び(d)項の規定の遵守を証する宣言書を、当社に提供するものとします。本契約の期間満了又は解除により、当該事象前に発生した債務について当事者が免責されることはありません。また、第1条、第2条(d)項、2(i)項、2(n)項、2(o)項、2(p)項、2(q)項、及び第3条(a)項、3(b)(ii)-(iv)項、3(c)(ii)-(iv)項、並びに第8条、第9条、

第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第17条、第19条、及び第20条は、本契約の解除又は期間満了後も存続するものとします。

- 16 **譲渡及び移転** 当社は、本契約を自由に譲渡することができます。お客様は、本契約に基づくお客様の権利及び義務の譲受人又は被譲渡人の候補者の身元及び連絡先情報をお客様が当社に提供し、当該被譲渡人又は譲受人が当社にとって受入可能である場合を除き、本契約並びにお客様の権利及び義務を、法の運用その他のいづれによるかを問わず、全体的にも部分的にも譲渡又はその他方法により移転することはできません。本契約又は関連規定は、本契約の両当事者の承継人、執行人、相続人、代表者、財産管理人及び譲受人を拘束し、これらの利益のために効力を生じます。当社は、許可された譲渡に対し、お客様に管理料を請求する場合があります。
- 17 **個人データ及びプライバシー** お客様の当社との相互作用は個人データの当社への提供を伴います。当社が何の個人データを収集するか、当社がそれを処理するか、お客様がどのようにしてお客様の個人データの使用を制御することができるかについての情報については <https://www.comsol.com/privacy-policy> をご覧ください。
- 18 **本条件の改定** 本プログラムの新しいリリースが、本条件の改定版に基づき使用許諾される可能性があり、かかる本条件の改定版は、そのインストール時に発効するものとします。
- 19 **雑則** お客様は、いかなる人にも本プログラムにおける所有権又は担保権を付与しないものとします。お客様は、お客様が本プログラムを使用する管轄区域内においてお客様に適用される全ての法律を遵守するものとします。本契約のいずれかの規定の違反については、書面によってのみ放棄できるものとし、かかる違反に関する放棄は、以後のいかなる違反に関する放棄として作用したり、そのように解釈されたりしないものとします。本条件のいずれかが何らかの理由により、何らかの点において無効又は執行不能と判断された場合でも、本契約の残りの規定は、法律により認められる最大限の範囲で執行されるものとします。本契約により、管轄権を有する裁判所には、無効又は執行不能の規定を有効かつ施行可能なものにするよう修正する権限が与えられます。お客様が本プログラムのライセンスをアメリカ（カリブ及びカナダを含む）で購入した場合、本契約は、抵触法の原則の適用を受けず、マサチューセッツ州及びアメリカ合衆国の法律を準拠法とし、これらに従って解釈されるものとします。かかるライセンスは、本契約又は本契約の違反、解除もしくは無効の主張に起因又は関連して発生する紛争、論争もしくは請求は、マサチューセッツ州の州裁判所及び連邦裁判所の専属的管轄権及び裁判籍に服することに同意し、これら裁判所の対人管轄権を承諾するものとします。お客様が、本プログラムのライセンスをアメリカ以外で購入した場合、本契約は、抵触法の原則の適用を受けず、スウェーデンの法律を準拠法とし、これに従って解釈されるものとします。お客様が、ライセンスをアメリカ以外で購入した場合、本契約又は本契約の違反、解除もしくは無効の主張に起因又は関連して発生する紛争、論争もしくは請求は、ストックホルム商業会議所（「SCC」）仲裁裁判所が運営する仲裁により最終的に解決されるものとします。SCCが、事件の複雑性、訴額その他の状況を考慮し、その裁量において仲裁規則が適用されるべきであると判断する場合を除き、当該仲裁には簡易仲裁規則が適用されるものとします。SCCが、仲裁規則が適用されるべきであると判断する場合、SCCは、仲裁廷を構成する仲裁人を1名又は3名のいずれとすべきかについても判断するものとします。両

当事者は、かかる仲裁手続の過程においていかなる形で開示される情報、文書、資料の全てについて秘密保持するものとし、これらは当該手続のためにのみ使用されるものとし、仲裁地は、スウェーデン国ストックホルムとします。仲裁手続で使用される言語は英語とします。全てのライセンサーに關し、両当事者は、いずれかの国が採択するかあるいは採択する可能性のある国際物品売買契約に関する国際連合条約又は統一コンピュータ情報取引法（「UCITA」）の規定のいずれも、本契約又は本契約の両当事者の関係には適用されず、これらを支配しないことに同意するものとし、UCITAが適用されるとみなされ得る範囲において、両当事者は、UCITAに含まれる適用除外条項に従い、その適用の除外を選択することに同意するものとし、両当事者は、両当事者間に何らかの紛争が発生した場合に、マサチューセッツ州の州裁判所及び連邦裁判所の専属的対人管轄権を承諾します。お客様は、請求原因の発生から二（2）年超が経過した後当社又は当社ライセンサーに対する訴訟を提起することはできません。法で認められる範囲において、お客様は本契約により、本条件に起因又は関連して発生する請求に関してお客様が本来主張する権利を有する国家主権免責の一切を放棄するものとし、お客様が、本第 19 条における条件に関するお客様の契約締結能力を法律により制限している管轄区域内の政府ユーザである場合、本条は、適用される法律により認められる範囲においてのみ執行可能とし、本契約のガバナンス及び解釈に関して適用される法律並びに両当事者間における紛争に適用される管轄権は、本第 19 条と抵触する当該法律上の要求により決定されるものとし、お客様が米国以外で本プログラムを取得した場合、本条における適用法及び管轄権の選定と抵触する現地法があれば、当該法が本条に優先されるものとし、本プログラムの一部は、当社ライセンサーから当社が取得したものです。本プログラムのライセンス提供については当社が単独で責任を負い、当社ライセンサーはお客様に対する当該ライセンスの提供について一切責任を負わず、本プログラムの保守またはサポートについても、本プログラムに関する苦情の対処についても一切義務を負わず、本プログラムに関する保証も一切行っていません。当社ライセンサーは、本契約の第三者受益者であり、本契約の規定を執行する権利を有するものとし、本契約の両当事者は、本契約により、本契約及び本契約に関連する文書の一切について英語のみによる記載を希望することを確認します。（Les parties au présent Accord confirment leur volonté que cet Accord, ainsi que les documents s'y rattachant, soient rédigés uniquement en langue anglaise.）

- 20 **完全合意** 本契約及び適用される本契約の補遺契約（関連する場合）、並びに引渡されるべき本プログラムの価格設定、支払い条件、特定及び数量化、引渡の方法及び場所、地域及び当社の請求書又は注文確認書に記載される条件は、主題事項に関する両当事者の完全な了解事項を含むものであり、従前の、同時期の及び以後の提案、合意、表明及び了解事項の全てに優先します。本契約は、本契約の規定に従いお客様と当社が署名する書面による場合を除き、変更することはできません。お客様が発行する発注書又はその他標準的取引書式のいずれも、たとえ当該発注書又はその他標準的取引書式に両当事者間におけるその他合意の一切に優先すると規定されていたとしても、いかなる方法においても本契約の条項に相反する、あるいは本契約の条項を修正、追加又は削除する効果は有しないものとし、かかる規定の全ては、本契約により反論され拒絶されます。ただし、お客様が政府ユーザであって、そのユーザの政府の部局又は事

業体に対してソフトウェアライセンスを販売するには適用される法律を遵守するよう契約者に法律上義務付けている管轄区域内の政府ユーザである場合は例外とし、その場合、当社は、当該法律を遵守するものとします。ただし、当社は、当該義務について事前に書面で通知を受けるものとし、当該義務は、当社の事業運営に適用される他のいかなる法律とも抵触しないものとし、さらに、本規定を利用して、本プログラムにおいてお客様が受領する権利、当社の保守義務、経済的販売条件、当社ライセンサーの権利、義務、保証もしくは責任の性質、範囲もしくは期間を変更することはできないものとします。かかる発注書又は標準的取引書式をいかなる形で確認した場合も、以後の書面としては認められず、かかる規定の受諾としては作用しません。

アカデミック補遺契約

本書は、COMSOL ソフトウェア使用許諾契約（本契約）の補遺契約であり、本補遺契約の本条件は、本契約に組み込まれます。大文字表記の用語が使用されているものの、本書において定義されていない場合、当該各用語は、本契約において当該用語に割当てられた意味を有するものとします。

当社のアカデミック価格で教育機関に使用許諾される本プログラムは、別のライセンス条項の適用を受け、さらに、教育機関の学生及び教員による教室における指導及び研究活動の支援に専ら使用される学内のコンピュータ設備に関連する使用に制限されます。アカデミック価格で使用許諾される本プログラムを、商業上の、政府的な又は請負作業上の目的のために使用する権利は、明示的に禁止されます。アカデミック価格は、当社がその単独の裁量において提供するものであり、当社は随時適格性を点検し、見直す権利を留保します。本契約第3条に従って作成されるアプリケーションの配布は、営利目的の場合も含め、当該アプリケーションが本アカデミック補遺契約に従って作成されており、何らかの契約上の義務に従って作成されたものではない場合、商業上の使用とはみなされないものとします。

- 1 **全体の範囲** 本契約の本条件に加え、本アカデミック補遺契約の規定が、本プログラムの NSL、CPU、FNL、CKL および ASL バージョンに関してアカデミック価格で本契約に基づき使用許諾される各本プログラムに、以下の定義のように適用されます。
- 2 **学内運用** アカデミック価格で購入された本プログラムの NSL、CPU 及び FNL バージョンにより、ライセンシーには、当該ソフトウェアを学術研究及び使用許諾を受けた教育機関における教育に使用する権利が与えられます。また、論文又は学位取得に取り組む学生には、アカデミック価格で購入された NSL、CPU 及び FNL ライセンスを教育機関外で使用する権利があります。ただし、当該使用が、論文又は学位取得の作業に制限されている場合に限り、本補遺契約と本契約の条項に齟齬がある場合、本補遺契約の規定が適用されます。
- 3 **クラスキットオプション** 本プログラムの CKL バージョンは、一般課程における教育を専らの目的として、30名までの学生及び教員がインストールし使用することができます。ただし、本プログラムが、教育機関及び履修課程の教員が提供する課程及び学習の履修要件を満たした登録済みの学生のみにより、教室内で教育目的に使用されることを条件とします。学生は CKL プログラムを宿題用に使用することができます。教員は、授業の準備のために本プログラムを使用することができます。本アカデミック補遺契約第5条に規定する場合を除き、教室外における使用は全て、学年中の該当するクラスが開講している間、クラスのみを目的として、前記の学生又は教員一人あたり一台の指定された個人所有コンピュータに限定されます。学生が該当するクラスに登録していない場合、又はクラスが終了した場合、当該学生は、自分のコンピュータから本プログラムの全コピーを除去しなければなりません。本プログラムの CKL バージョンはクラスタ コンピューティングには使用できません。学術研究を含むその他使用の一切は、明示的に禁止されます。
- 4 **アカデミックサーバライセンス**
 - a 本プログラムの ASL バージョンは、個々のコンピュータに、あるいは一つの専用ネットワークサーバ上もしくは安全な遠隔操作による計算能力を提供する第三者のサーバ上の中心的位置にインストールすることができ、これらを通じて、本契約に基づき許可された学術的使用のために本プログラムにアクセスすることができます。本プログラムの ASL バージョンの認定ユーザ間でログイン認証

情報を共有することはできません。お客様は、本プログラムの ASL バージョンを使用して、クラスタコンピューティングを実施することができます。ネットワークへのインストールに関し、本プログラムは、個々のインストールがネットワークサーバ上のライセンスマネージャにより制御されている場合に限り、個々のコンピュータにもインストールすることができます。本プログラムのライセンスマネージャをあるコンピュータから別のコンピュータに移行する場合には、当該ライセンスマネージャが先にインストールされたコンピュータからインストールされたことが当社の満足する程度に証明されることを条件とします。ASL ライセンスにより、お客様は、学術的使用のためのアプリケーションのホスティング及び実行を唯一の目的として、本プログラムを使用することができます。お客様によるアプリケーションの使用は、本契約第 3 条に定められたアプリケーションに対する全ての制限並びに各アプリケーションの発行人が明示する条項及び条件の一切を遵守しなければなりません。

- b) お客様は 1 つの ASL インストールにつき 300 名までを同時ユーザとすることができます。いかなる場合にも、認定された同時ユーザが、ある特定の時点において本プログラムの ASL バージョンを使用して実行できるアプリケーションは、4 つまでとします。本プログラムの ASL バージョンは、第 4 条に記載された制限の遵守を含むがこれに限定されない本契約の本条件に従うことを条件に、遠隔操作を含み、全世界でインストール、アクセス及び使用することができますが、お客様は、当該 ASL バージョンが販売されたのと同じ地域に所在していなければなりません。本プログラムの ASL バージョンの認定ユーザには、アクセスの場所に関わらず、以下のことを前提として、お客様の教育機関およびその他学術機関の学生、教員及び職員が含まれます：

(i) お客様が各サブライセンサーに本契約の受諾を義務付けること。

(ii) 本プログラムへのアクセスをお客様から提供される認定ユーザに対して本契約が自動的に交付されるのを何らかの方法で不可能にするか、あるいは阻止するための措置を、お客様が講じないこと。

(iii) 本プログラムに関連してお客様が使用可能にするアプリケーションの使用に関してお客様又は他の人が定める条件の一切が、本契約を変更したり、修正したり、本契約に抵触したり、本契約の解除を主張したりしないこと。

(iv) 他の教育機関の学生、教員又は職員による使用のために本プログラムの ASL バージョンのインストールを開始することと関連して、当社又はいかなる第三者の商標に言及する際、お客様は、その時点で最新版の商標ガイドライン (<http://www.comsol.com/trademarks>) を遵守すること。

(v) お客様又はお客様のサブライセンサーが実行の許諾を受けた当該アプリケーションのホスティング及び実行以外を目的とする本プログラムの ASL バージョンの使用を、お客様が承認しないこと。

(vi) お客様が第三者ソフトウェアの呼び出しに本プログラムの ASL バージョンを使用する場合、お客様による当該第三者ソフトウェアの使用が、当該第三者ソフトウェアの使用権をお客様に付与するライセンス契約の全条件（当該第三者ソフトウェアの呼び出し方法に関する制限を含みますが、これに限定されません）を遵守していること。

- 5 教育ネットワーク上のインストール及び使用 アカデミック補遺契約の第 3 条に規定された CKL 学生ユーザーの個人コンピューターのリセンスファイル及びパスワードを除き、本プログラムの FNL 及び CKL バージョンは、専ら学内での使用に制限

されているネットワーク上においてのみ使用することができます。ただし、本プログラムの FNL 及び CKL バージョンのユーザは、本アカデミック補遺契約により許可されている目的に限り、(ネットワークレベル認証及び暗号化を使用する) 仮想プライベートネットワーク又は遠隔デスクトッププロトコル等の安全な遠隔アクセスを提供する暗号化された接続を通じて当該本プログラムにアクセスし、これを使用することができます。前記にかかわらず、本条は、本契約第 2 条 (h) (iii) 項 に従う安全な遠隔コンピューティング能力を提供する第三者のサーバへの本プログラムの FNL バージョンのインストールを禁止するものではありません。さらに、アカデミック価格で使用許諾された本プログラムの NSL バージョンは、学術的な目的と、商用価格で販売された NSL ライセンスへの遠隔アクセスと使用に係る制限に従って遠隔的にアクセス及び使用が許されます。

- 6 クラスキット限定権利 CKL を選択することにより、教育機関及び CKL のユーザは、本アカデミック補遺契約の第 3 条に規定された学術的使用のための CKL の使用に関し、本契約及び本補遺契約の本条件に同意するものとします。教育機関は、CKL における各本プログラムにつき学生及び教師の総数が 30 を超えないことを確実にする責任を負います。教育機関は、CKL の使用について正確に計数し制限し管理する責任も負い、当該作業を 1 名の中央管理者に担当させるものとします。これには、CKL の使用を学内のコンピュータ設備に制限すること、及び当該使用を本アカデミック補遺契約第 3 条に定める学術的使用に限定することが含まれますが、これらに限定されません。
- 7 アカデミックサーバ ライセンス限定権利 ASL を選択することにより、教育機関及び ASL のユーザは、本アカデミック補遺契約第 4 条に規定する学術的使用のための ASL の使用に関し、本契約及び本補遺契約の本条件に同意するものとします。教育機関は、ASL における各本プログラムの認定された同時ユーザ数の合計が 300 を超えないことを確実にする責任を負います。教育機関は、ASL の使用について正確に計数し制限し管理する責任も負い、当該作業を 1 名の中央管理者に担当させるものとします。これには、ASL の使用を本アカデミック補遺契約第 4 条に定める学術的使用に限定することが含まれますが、これらに限定されません。
- 8 サポート CKL に関するサポート要求は、教師又は CKL の中央管理者が行うものとします。ASL に関するサポート要求は、ASL の中央管理者が行うものとします。アカデミック価格で購入されたライセンスのサポートケースは本契約第 2 条 (o) 項 に従う取扱いの対象とはなりません。